

令和7年 第2回臨時会

西川町議会会議録

令和7年 4月25日 開会

令和7年 4月25日 閉会

西川町議会

令和7年西川町議会第2回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議会諸報告	4
○町長あいさつ	5
○議案の上程	7
○提案理由の説明	8
○議案の審議・採決	9
○閉議・閉会の宣告	31
○署名議員	32

令和7年西川町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

令和7年4月25日(木)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 町長あいさつ

日程第 5 議案の上程

承認第 2 号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
の専決処分の承認について

承認第 3 号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての
専決処分の承認について

承認第 4 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
についての専決処分の承認について

議第 29 号 西川町職員のハラスメント防止等に関する条例の設定に
について

議第 30 号 西川町歴史文化観光施設条例の一部を改正する条例の制
定について

発議第 3 号 ハラスメント疑惑調査特別委員会の設置に関する決議に
について

発議第 4 号 ハラスメント疑惑調査に関する決議

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 議案の審議・採決

承認第 2 号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
の専決処分の承認について

承認第 3 号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専
決処分の承認について

承認第 4 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
についての専決処分の承認について

- 議第 29号 西川町職員のハラスメント防止等に関する条例の設定について
- 議第 30号 西川町歴史文化観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 3号 ハラスメント疑惑調査特別委員会の設置に関する決議について
- 発議第 4号 ハラスメント疑惑調査に関する決議
- 報告第 1号 令和6年度西川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 2号 令和6年度西川町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

出席議員（8名）

1番 佐藤 大 議員	2番 飯野 幹夫 議員
4番 荒木 俊夫 議員	5番 佐藤 仁 議員
6番 佐藤 光康 議員	7番 大泉 奈美 議員
8番 佐藤 耕二 議員	10番 菅野 邦比克 議員

欠席議員（1名）

9番 古澤俊一 議員

説明のため出席した者

町長 菅野大志君	副町長 内藤翔吾君
教育長 前田雅孝君	総務課長 荒木真也君
企画財政課長 兼 つなぐ課長 松田淳一郎君	市民税務課長 吉見政俊君
健康福祉課長 石川朋弘君	みどり共創課長 兼 農委事務局長 渡邊永悠君
かせぐ課長 兼 觀光課長 柴田知弘君	建設水道課長 大泉健君

会計室長 松田一弘君 病院事務長 土田里香君
まなぶ課長 設楽友弘君
監査委員 古沢美代子君

事務局職員出席者

議会事務局長 工藤誠君 専門員兼議事係長 飯野勇君

[開会時刻 午前 9時30分]

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、これより令和7年西川町議会第2回臨時会を開会します。なお、9番古澤俊一議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され本日の会議は欠席となります。

◎開議の宣告

○菅野議長 これから、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、4番荒木俊夫議員、5番佐藤仁議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日 1 日限りにしたい
と思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

◎議会諸報告

○菅野議長 日程第 3、議会諸報告を行います。

最初に議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

はじめに議員の辞職について報告いたします。4月 11 日、後藤一夫議員から 4 月 18 日付で議会議員を辞職したい旨の願いが議長宛に出されましたので許可いたしました。尚、同議員の議会議員辞職に伴い総務厚生及び広報公聴常任委員、並びに西村山広域行政事務組合議会議員に欠員が生じたところであります。

次に令和 7 年第 1 回定例会の最終日において、6 番佐藤光康議員の 3 月 5 日の一般質問に不適切な部分があると思われる所以、会議録を調査の上措置しますと述べた案件について報告します。3 月 18 日開催の議会運営委員会及び、4 月 14 日開催の議会運営委員会において精査したところ、事前通告制度の遵守については議員と執行部の質疑応答の流れに於いて、議長による質問停止の指示に対し議員は指示に従い次の質問に移っている。またプライバシーに抵触するような発言がなされてない事から、会議録からの削除は必要ないとの結論に至りましたのでご報告いたします。なお 4 月 23 日に動画配信を再開いたしました。以上議長報告とします。

次に西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

○菅野議長 8 番佐藤耕二議員。

[8 番 佐藤耕二議員 登壇]

○8 番佐藤耕二議員

西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

3 月 26 日に開催されました、令和 7 年第 1 回定例会の報告をいたします。

議第 4 号では、令和 7 年度西村山広域行政事務組合一般会計予算について、歳入歳出 1 9

億1, 464万7千円とする予算を賛成多数で決定いたしました。歳入の確保と経費の節減に努め、計画的な事業の執行と健全財政の堅持を念頭に事務事業の遂行にあたることとし、前年度当初予算と比較して1億7, 634万7千円の増額となるものです。

議第5号では、令和7年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計予算について、歳入歳出11億2, 591万6千円とする予算を賛成多数で決定いたしました。廃棄物処理施設インフラ長寿命化計画の方針に基づく施設修繕や業務委託などを計画し、前年度当初予算と比較して7, 634万4千円の増額となるものです。

議第6号では、西村山広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援を拡充するため、育児を行う職員の深夜勤務並びに時間外勤務の制限の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化並びに環境整備等の措置等新設、及び子の看護休暇の対象拡大を行うため、条例の一部を改正することについて賛成多数で決定いたしました。

議第7号では、西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、山形県人事委員会の勧告等を踏まえた給与制度の見直しに伴い、条例の一部を改正することについて賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○菅野議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎町長あいさつ

○菅野議長 日程第4、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 本日、令和7年第2回臨時会を招集いたしましたところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

最初にわたくしの一連の報道にあった未熟な行為に対して、当該職員に対してお詫びを申し上げると共に町民の皆さん、連携企業の皆さんに対してお騒がせしていることに対する対応として、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

今週で町長に就任し早3年が経過いたしました。本日も国道で町民の皆さんにごあいさつ申し上げ、初心に帰り課題山積の町政をこれからも担っていきたいと考えております。西川町は人口減少により間もなく4,500人を割りこみ、産まれてくる赤ちゃんも10人を下回り高齢化率も48%を超える県内トップ、県内の人口5千人以下の市町村で町立病院を運営しているのは我が町のみ、上下水道も合わせて2億円の赤字、大きな課題が山積する中せめて町民の皆さん方が今の生活を何とか維持できるようにしたい、それだけでも難しい課題でございます。それとともにわずかでも生活を向上させたい、その焦りがありました。このようないたらない私でございますが、この現実を受け入れながら町民の皆さんの方に職員と一体となって歩みを進めて参りたいと考えております。

3月議会以降うれしいお知らせもありました。先日国より新型の地方創生交付金の採択が公表されました。国の公表資料によるわが町の調べになりますが、わが町の採択額は7億7千万円でございます。その採択額は県内トップ、東北地方においてもトップでございます。全国1,453ある市町村の中でも第4位の多さでございました。短い申請期間で新しい制度を取りまとめる事が出来た要因は二つございます。ひとつめは、職員が日頃から解像度高く地域課題を把握していたことでございます。何を解決したいかを常に考えていないとこういったスピード感はもてませんでした。ふたつめは議員の皆さん、職員、教育長、副町長や私等がその課題を把握できたのは、多くの町民の皆さん方が対話会にご参加いただき60回以上対話会を開催してご意見をお寄せいただいたことにほかなりません。この場をお借りして町民の皆さんにも感謝を申し上げます。これからも反省するところは真摯に反省して参ります。新型地方創生交付金の職員の頑張りによりかせぐ土壤がこの組織についてまいりました。これからもこれまで以上に職員との対話をを行い改革を進めながら、地域のため町民のため職員と共に汗水たらして、できない議論ではなくできる議論をしながら前に進んで参りたいと考えております。

つづきまして、今冬の融雪遅延対策補助の状況についてご報告いたします。この補助は田んぼや畠を中心とした排雪地の融雪を早く進める為に、除排雪により堆積した雪を各区が機械を稼働させて農作業に影響の無いようにするような事業でございます。区に対して荒木俊夫議員からもご指摘いただき3分の2の補助にしてまいりました。今冬は雪が多かったです。区の要望を3月に受けまして、従来は4月以降にこの補助金の申請を受け付けるところを、この豪雪の状況に鑑み柔軟に対応しまして3月下旬から雪を早

く消すための申請を受け付けて参りました。おかげさまで4月21日現在で9つの地区から申請があり248万円の交付決定を直ちに行つたところでございます。つづきまして大井沢区長や私もそうですが県知事に直接要望していた県道大江西川線、根子から田ノ沢地区でございます。冬季運行の通行止めがですね4月23日をもって解除されました。例年ゴールデンウィーク後に開通しており、地元の区からはゴールデンウィーク前に開通することで住民の利便性向上、観光客の増加が見込まれるため要望していた件でございます。本件に関しては、佐藤耕二議員にかねてからご要望ご質問いただき現在に至ることが出来ました。ありがとうございました。

以上報告となります、本日は間もなく完成する月山カヌーセンターの設置に伴う条例改正や、ハラスメント防止等に関する条例の制定など急を要する議案が生じてまいりましたので臨時会を招集させていただきました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げ臨時会の挨拶と致します。

○菅野議長 以上で町長のあいさつは終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第5、議案の上程を行います。

- | | |
|--------|---|
| 承認第 2号 | 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について |
| 承認第 3号 | 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 承認第 4号 | 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 議第 29号 | 西川町職員のハラスメント防止等に関する条例の設定について |
| 議第 30号 | 西川町歴史文化観光施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 発議第 3号 | ハラスメント疑惑調査特別委員会の設置に関する決議について |
| 発議第 4号 | ハラスメント疑惑調査に関する決議 |

以上 7 議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第 6、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

[菅野大志町長 登壇]

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

承認第 2 号は令和 6 年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)の専決処分の承認についてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので同条第 3 項の規定により承認を求めるものでございます。

承認第 3 号は西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてでございます。西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案をするものでございます。

承認第 4 号は西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてでございます。西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものでございます。

議第 29 号は西川町職員のハラスメント防止等に関する条例の設定についてでございます。職場におけるハラスメント防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題に適正に対応するため提案するものでございます。

議第 30 号は西川町歴史文化観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。西川町月山カヌーセンターを設置するため提案するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが詳細については担当課長に説明させて頂きますのでよろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○菅野議長 次に発議案の提案理由の説明を求めます。

○菅野議長 8 番 佐藤耕二議員。

[8 番 佐藤耕二議員 登壇]

○8番 佐藤耕二議員

ただ今上程されました議案についてご説明申し上げます。

発議第3号につきましてはハラスメント疑惑調査特別委員会の設置に関する決議についてでございます。西川町議会会議規則第13条第1項の規定により、ハラスメント疑惑調査特別委員会を設置するため提出するものであります。提案者 佐藤耕二 賛成者 大泉奈美 佐藤光康 佐藤仁 荒木俊夫 飯野幹夫 佐藤大 以上のとおりでありますのでよろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

発議第4号につきましてはハラスメント疑惑調査に関する決議でございます。西川町議会会議規則第13条第1項の規定により、ハラスメント疑惑調査に關し必要な事項を定めるため提案するものであります。提案者 佐藤耕二 賛成者 大泉奈美 佐藤光康 佐藤仁 荒木俊夫 飯野幹夫 佐藤大 以上のとおりでありますのでよろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第7、議案の審議・採決を行います。

承認第2号令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認についてを議題とします。担当課長の補足説明を求めます。石川健康福祉課長。

[石川健康福祉課長 登壇]

○石川健康福祉課長

承認第2号令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。規定の歳出予算のうち909万7,000円を組み替え補正とするものでございます。補正の内容は令和6年度中において前年度の普通交付税の額が確定したことにもなう返納金が生じたことにより令和6年度に対応するための補正でございます。以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第2号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長 承認第3号西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。担当課長の補足説明を求めます。吉見町民税務課長。

[吉見町民税務課長 登壇]

○吉見町民税務課長

承認第3号西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について補足説明を申し上げます。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、法律第7号が令和7年3月31日に交付されたことにより改正するものです。概要を申し上げますと公示送達にあっては町の掲示場に掲示している書面をインターネット等による閲覧を可能とするものです。個人の住民税にあっては年齢19歳以上23歳未満の親族等の特定親族特別控除の追加に伴うもの。軽自動車税にあっては排気量125cc以下で最高出力4kW以下の新基準原動機付自転車の追加に関するもの、並びに身体障がい者に対する減免の規定の中の従来の免許証に加え、いわゆるマイナ免許証の提示を加えるもの。固定資産税、入湯税にあってはいずれもマイナンバー法の改正による条ずれを整理し、マンションの長寿命化等の工事を行った場合の固定資産税の減額を受けようとする場合の申告を追加し、たばこ税については加熱式たばこに関する課税標準に関する項目を追加するものです。それでは新旧対照表で説明いたしますので新旧対照表の5ページをご覧ください。第7条公示送達につきましては、公示送達は住所居場所が分からぬ相手方に対し、町の掲示板に送達すべき書面の内容を掲示することで法的に送達したこととする手続きで、これまでの掲示板への掲示に加えインターネット等での閲覧を可能にするものです。次に第8条は文言の整理を行うものです。続いて新旧対照表の5ページから6ページをお開き下さい。第20条、第28条、第29条の2、並びに第29条の3につきましては個人の住民税に係る特定親族特別控除を新たに加える改正です。特定親族特別控除とは生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が123万以下であり控除対象扶養親族に該当しない場合、扶養するものが特定親族の所得に応じて段階的に控除を受けられ

るものです。第 20 条では特定親族特別控除の控除項目を追加し、第 28 条では申告すべき内容に特定親族特別控除の項目を追加し、第 29 条の 2 では給与所得者が事業所に対し提出する扶養親族等申告書に特定親族を追加し、第 29 条の 3 はいわゆる公的年金における現況届について特定親族の項目を追加するものです。続いて新旧対照表 8 ページをご覧ください。第 48 条の 2 にあっては行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正にともなう条ずれにともなう改正です。続いて新旧対照表の 9 ページから 10 ページをご覧ください。第 66 条につきまして軽自動車税種別割の税額について、新基準原動機付自転車排気量 125 cc 以下で最高出力 4 kW 以下を追加するものです。第 71 条につきましては軽自動車税種別割の減免について、新基準原動機付自転車の総排気量及び最高出力を追加するものです。つづいて新旧対照表の 10 ページから 11 ページをご覧ください。第 71 条の 2 につきましては軽自動車税種別割の減免について身体障がい者に対する減免の規定の中に従来の免許証に加え、いわゆるマイナ免許証の提示を加えるものです。つづいて新旧対照表の 11 ページから 12 ページをご覧ください。第 118 条特別土地保有税の減免、並びに第 125 条入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告につきましては、いずれもマイナンバー法改正にともなう条ずれにともなう改正です。つづいて新旧対照表 12 ページから 13 ページをご覧ください。附則第 7 条の 3 新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告につきましては、10 戸以上のマンション、鉄筋コンクリート構造であって築 10 年以上 20 年未満である場合にあって長寿命化等の大規模修繕工事が行われた、いわゆる特定マンションにつき固定資産税の減免を受けようとするさいの申告についての規定を追加するものです。つづいて新旧対照表 13 ページから 14 ページをご覧ください。附則第 13 条の 2 の 2 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例につきましては、加熱式たばこについては用益の重量に応じて紙巻きたばこ何本分に相当するかを規定していますが、用益 0.4 g をもって紙巻きたばこ 0.5 本換算としていたものを、ステイック型の加熱式たばこにあっては用益 0.35 g をもって紙巻きたばこ 1 本分とし、ステイック型以外のものにあっては用益 0.2 g をもって紙巻きたばこ 1 本換算に改めるものです。令和 8 年 4 月 1 日に施行されますが経過措置として周知期間 6 カ月を設け、令和 8 年 10 月から適用されるものであります。なお今回の税条例改正における具体的な影響を受けるものについては、個人の住民税における特定親族特別控除の追加によって税収減が危惧されますが、今のところ対象者 10 名未満、減収となる

町民税は27万未満と見込んでおります。

以上のとおりであります、関係法令等の一部改正に伴い令和7年3月31日付で専決処分いたしたものでありますのでご理解いただきご承認下さいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第3号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長 承認第4号西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。担当課長の補足説明を求めます。吉見町民税務課長。

[吉見町民税務課長 登壇]

○吉見町民税務課長

承認第4号西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について補足説明を申し上げます。国民健康法施行令の一部を改正する政令、政令第32号が令和7年4月1日から施行されたことによる改正であります。国民健康保険税につきましては基礎課税額医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、の三つを合算して算出いたします。今回の改正においては基礎課税額医療分の課税上限を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の課税上限を24万円から26万円に改正するものです。また基礎課税額医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割、平等割の減額に係る、いわゆる7割、5割、2割軽減における5割、2割の軽減額を5割軽減にあっては29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減にあっては54万5,000円から56万円に改正するものです。それでは新旧対照表の13ページから14ページをご覧ください。課税額を定める第3条第2項では基礎課税額医療分の課税の限度額65万円を66万円に改め、第3条第3項では後期高齢者支援金分の課税限度額24万円を26万円に改めるものです。減額を定める第11条第1項にはおののの算出される所得割、均等割、平等割合計額につき基礎課税額医療

分の減額計算後の課税限度額についても、第3条第2項の改正同様65万円を66万円に、後期高齢者支援金分の減額後の課税限度額についても第3条第3項の改正同様24万円を26万円に改正するものです。新旧対照表の15ページをご覧ください。第11条第1項第2号は均等割と平等割の減額判定について5割軽減の基準額を、世帯内加入者一人当たり29万5,000円を30万5,000円に改正するものです。第11条第1項第3号は均等割と平等割の軽減判定について2割軽減の基準額を世帯内加入者一人当たり54万5,000円を56万円に改正するものです。

以上にとおりありますが、関係法令等の一部を改正することにともない令和7年3月31日付けで専決処分いたしたものでございますので、ご理解いただきご承認下さいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第4号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長 議第29号西川町職員のハラスメント防止等に関する条例の設定についてを議題とします。担当課長の補足説明を求めます。荒木総務課長。

〔荒木総務課長 登壇〕

○荒木総務課長

議第29号西川町職員のハラスメント等の防止に関する条例の設定について補足説明を申し上げます。議案書をご覧ください。本条例は職場にハラスメントの防止及び排除の為の措置並びにハラスメントに起因する問題に適切に対応するための措置に必要な事項を規定するほか、地方自治法第138条の4第3項の付属機関として、第三者調査委員会を設置するために必要な事項を規定するために設定するものであります。条例第1条では目的第2条では擁護の定義について規定するものであります。第3条から第7条までは職場におけるハラスメント防止及び排除についてであり、第3条では町長の責務、第4条では所

属長の責務、第5条では職員の責務、第6条ではハラスメントの禁止、第7条では研修等の実施について規定するものであります。第8条から第10条まではハラスメントに関する相談体制について、第8条では役場内での相談窓口の設置、第9条では第三者相談窓口の設置、第10条では相談対応について規定するものであります。第11条は第三者調査委員会の設置について規定するものであります。第12条ではプライバシーの保護及び秘密の保持、第13条では不利益取扱いの禁止、第14条ではハラスメントの事実が確認された場合の必要な措置を規定するものであります。第15条では再発防止措置、第16条ではその他として必要な事項を規定しております。第17条では本条例に定めるもの他、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものと規定するものであります。また附則第1項では本条例は公布の日から施行するとし、附則第1項では西川町特別職の職員の給与に関する条例の別表第3の3の表中に、ハラスメントに係る第三者調査委員会の報酬を追加し改めると規定しております。以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） はじめに3月31日で退職なされ、4月1日に法務局の方に人権救済を申し出た元職員の方について、本当に辛かったのかなというふうに思っております。勇気を出されて人権救済を申し出たということは本当に勇気を出されたのかなと思っておりますし、是非ですねこの場をお借りしてこの方に対する誹謗中傷とかはないと思いますけども、是非そういったことがないように皆さんにお願いをまずしておきたいと思います。

昨年6年の3月に、町においてはハラスメントに関する要綱を定めております。今回も条例で定めておりますけれども、ハラスメントをですね感じたら相談できるハードルの低い相談できる場所が本当に必要なのかなというふうに思っております。こういった面で今回の内容についてですね相談できる体制、ハードルを低くした体制、どういうふうに具体的に持っていくのか一点まずお聞きしたいと思います。要綱でもあったんですけど、相談が無かったというふうな前の答弁にもありました。相談しにくいところがあるのかなというふうに思う訳です。この辺についてどのように改善なさったのか、という事まず第1点お聞きしたいと思います。次に2点目ですけども、今回は第三者委員会を策定してこうい

った場合については透明性を確保するという事で条例ある訳ですけども、第三者委員会の透明性ですね、委嘱については町長がするというふうに最初はなってるわけですから、その透明性をどのように確保するのかもう一度お聞かせ願いたいと思います。あと 3 点目になりますけども、この条例においてはですね町長を含めた特別職を含めた職員が職員に対してハラスメントがあった場合にはということで規定されております。例えばですね特別職を含めた職員が、町の職員、教育長も含めてですね権限いろいろ持ってるわけです。補助金であるとかですね、いろんな制度上の長になる訳ですから。こういった面においてですね町民に対するハラスメントとかですね、各種団体とか委員会いろんな組織ございます。そういういたところに対するハラスメント、外部団体に対するハラスメント対策というのはどうなさっていくのか。また、もう一つとしては、反対に住人の方や団体の方から職員に對していろいろ強要とかハラスメントがあるかもしれません。こういった場合についてはですねどのように対応していくのか今のお考えをお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 ありがとうございます。3 点ご質問があったかと思います。まず一点目の相談できる体制というところでございまして、議員おっしゃるとおり相談しにくい雰囲気があつただろうと思いますので、今回、条例で定める第 9 条の方で第三者相談窓口という形ですね、町の職員ではない方、外部の方に相談窓口の対応していただくというようななかたちで規定させていただいてございます。二点目の第三者調査委員会の透明性でございますけれども、第 16 条の代理というふうなところでございまして、今回ですね本案件につきましては町長が当事者でございますので、わたくし副町長が代理としての権限を持つというふうなところで透明性を担保していきたいというふうに考えてございますし、第三点目につきましてはですね第 14 条第 2 項第 3 項に規定してございますとおり、まず職員が職員以外の方にハラスメントした場合ですね、第 3 項に基づきまして必要な調査であったり措置というものに対して対応していくというふうに規定してございますし、逆にですねハラスメントの行為者が職員以外のものである場合は、第 14 条の第 2 項に基づいてですね各団体の使用者の方に対して必要な措置を講じていくというふうなところで、ハラスメントの防止に努めてまいりたいと考えてございます。

○菅野議長 4 番、荒木俊夫議員。

○4 番（荒木俊夫議員） 具体的にありがとうございます。最初の 1 点目についてですね、ぜ

ひ、要綱が前もあったわけですけども、今回条例ということで職員に対してぜひ周知をしていただきたい。職員以外の町民の方についてもぜひ周知をしていただきたい。こういった制度があるんですよということを、周知は十分やって頂きたいということがあります。第三者機関については事案によって副町長が仕切るということになっておりますのでそれについてはよろしくお願ひしたい。住民とか他の団体からあった場合調査するというんですけども、窓口はどこになるのか。町民とか他の団体の方から例えばハラスメントがあったよとか、職員からあったよという場合の申し出る窓口というのはどこがあるんでしょうか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 こちらの窓口につきましては第8条と第9条に設けている内部の相談窓口と外部の相談窓口に、それぞれ申し出ていただけるように取扱いできるのではないかというように捉えているところでございますし、以上でございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 外部からあった場合については役場内部の窓口外部の窓口という事であります。是非ですね先ほど言ったようにこういった面も周知していただくとともにですね通報者のかたというのはですね非常に勇気がいるわけです。いろんなことがありまして自分に不利益になるんではないかという憶測も出てくるわけです。そういう面も是非ですね考慮していただいて、もししくはあれだったら匿名でその後調査すれば出てくるんでしょうけれども、そういう面も含めてですねぜひ相手の立場に立って運用していただくという事をお願いするとともにですね、現在で行きますとこう公益通報者保護法というのもございます、こういったものも十分加味していただいてですね通報者の方のプライバシー、人権をですねぜひ守っていただくようお願いします。以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今、荒木議員から周知徹底の問題が出されました。私はその件にしてちょっとお聞きします。去年西川町ハラスメント防止に関する要綱をつくりました。ところが知らない職員が結構おられました。しっかりと十分に去年の要綱が周知徹底されていればこういう大きな問題には発展しなかったんではないかと思う訳です。総務課が嫌だったら山形県人事委員会には相談できた。そういう事も知らなかった職員も結構いるんじゃないかと思うんです。今回条例出ましたけれどもいかに職員に徹底するかという事は大

きな問題だと思います。周知徹底を図るという点で、今回条例に周知徹底を図るという文言ありませんけれど、どのように考えていますか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 本条例及び規則の周知徹底につきましては、以前の記者会見の時にも申し上げましたとおりまでは研修、職員に対する研修ですね、ハラスメントしてはならないという研修と、起きた場合の相談体制の研修などを行ってまいる所存でございます。並びに外部機関で行う研修にも職員を派遣するように今のところ準備も進めておりますので、まず第一点については職員への周知は研修ベースでやってまいりたいというように思っております。もちろん対象は正職員並びに会計年度職員全員でございます。私の方からは以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番(佐藤光康議員) 今研修の話ありましたけど、周知徹底がいかに大事かという事です。あの、東京の狛江市では職員に対する指針という事で条例の中にハラスメントをなくす為にハラスメントはどういうものか、職員は何をしなくちゃならないのか、何を守らなければならぬのか、実際にハラスメントが起きた場合には職員はどういう対応が出来るのか、具体的な周知徹底が一番大事だと思うんです。そこら辺しっかりと是非お願いしたいという事です。今、会計年度の職員の話がありましたけど、去年ハラスメントの研修を町でやらされました。その時に会計年度任用職員は入っておられたんですか。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 ありがとうございます。昨年度町の方で研修してございますけども、管理職向けと一般職員向けということで会計年度任用職員の方は対象になってなかつたという事でございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番(佐藤光康議員) 全ての職員に、条例に書いてますけれど中身ですねそういうこと起きた場合に何ができるのか、何処に相談できるのかしっかりと周知徹底を是非お願いしたいと思います。今回の問題は町長が対話によるまちづくり、心理的安全性で対話によってみんなで話し合いながらまちをつくっていく、すばらしい方針だと思うんです。ところが、そのハラスメントは心理的安全性と対極にあるものですね。ですから非常に菅野町政の対話によるまちづくりの町政を搖るがす大きな問題だと思うんです。ですから、しっかりと町

長も責任を最も重く感じてもらって、ぜひハラスメントのない本当の対話によるまちづくりをつくっていただきたいと強く求めます。

町長、何か一言ありませんか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 佐藤光康議員、ご指摘ありがとうございます。

まさにそのとおりでございます。なかなか町長というものは予算権もあり人事権もあり、なかなか職員と心理的安全性を持つということが難しい立場でございます。しかしながら、こういった難しいことを実施することで、ほかになかなか実践の実例のないようなよい組織づくりを自治体としてもできればなと思って、前に進んでいきたいと思います。ありがとうございます。

○菅野議長 次、質問ございましたら。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤仁議員） 22日に全協でいろいろ説明を聞きましたので、ただ、あのときちょっと資料が当日届いてだったので、ちょっと聞きそびれたところもあるので、大変申し訳ないんですけども、もう一度質問させて頂きます。それで、今いろいろ出ましたけれども、ちょっとダブるものがありますけれど、9条の2項ですけれども、先ほどからの周知徹底です。第三者の窓口です。ある自治体では、職員に対して周知を行うこととするというふうに条例も一番最後に書いてあるんです。だから、いまさら条例通らないとあれなので、そこら辺はきちんとやっぱり誰のための条項なのか、条例なのかということになりますので、本来は例えば9条の2項のところに、第三者のところに職員に対してというようなことが本来あれば、これは必ずしなきやならないというふうになるわけですので、ちょっとそこだけを今後気を付けていただきたいなというふうに思います。それと、この前は規則に対しても紙をいただいて、ただ規則の説明はなかったんです、全協の時は。それで、一つ気になった条例の提出なので、規則に関しては質問駄目だと言われるとそれまでなんですが、規則の第7条なんですか。

○菅野議長 ここは条例のみでお願いします。

○5番（佐藤仁議員） そうですか、はい。

では、言葉を変えます。第三者委員会にお願いをすると。そうした場合の庶務と言うのは、それも一切合切第三者委員会にお願いするのか、それが庶務が町で絡むのかどうか、そこ

はお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 ありがとうございます。

庶務については、総務課のほうで担うというふうなことになります。これなぜかといいま
すと、例えば委員の皆さまの報酬とか費用弁償といった手続きであったりとか、あとは調
査するに当って役場の職員との間の取り持ちとか、例えば退職された職員とちょっと連絡
を取ってほしいとか、そういったところはどうしても今の現職の総務課の職員が携わらな
ければいけない部分がありますので、ただ、調査の内容とか、そういったところについては、一義的に第三者調査委員会のほうで決定いただくものでございまして、あくまでその
庶務、本当の庶務というところだけを担うというふうなことになります。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤仁議員） 私はちょっと心配じゃないんですけれども、そういう事務的なものは
やっぱり庶務ということで、総務課のほうで。ただ、会議に入ってそれなりの会議録とか、
そういうものまでもひっくるめたということになると、ちょっと問題なのかなというよう
なことで確認をしたところです。

それともう一つですけれども、これは条例が通れば要綱は、去年の7月1日にやってい
る要綱に対しては廃止というか、なくなるというようなこの前の話でしたけれども、職務
に対しての職員に対する定義で地方自治法の3条の3項の特別職も入るというようなこ
とになっています。ということは、これは公選で選ばれたもの、我々も入ります。選挙で
選ばれたものということになりますので、やはりこういうふうな要綱ですと議会にも上が
ってこないので分かんないわけです。条例ですとやっぱり通さなきやならないで分かる
わけですけれども。だから、我々、我々というか私だけなのか知りませんが、3月、今
年の定例会のときまでこの要綱あるの分からなかつたです。ということは、職員というのは
我々も対象になっているわけですので、そういうものに関しては、やっぱり説明をきちん
とやっていただかないと、あることすら知らないと。今回は条例でそれも文言、要綱のや
つが載っかってきていますので、当然我々、あ、これも我々も対象なるんだなというの
は分かるわけですけれども、要綱でストンとなってくると分かんないというようなこともあ
りますので、本来、私的な考え方では、条例があって規則があって要綱などがあると。憲
法がなければ普通の法律が出来ないのと同じで、だから、法律が先で憲法が後と言うのも

ちょっとどうなのかなというふうな感じがするわけですけれども。ですから、その3月の時点での条例が出ていれば、我々もそれを周知できるというようなことで、今後そういうこと、お互いにいいことをやりましょうということなので、そういう面はちょっと今後気をつけていただければなというふうに思います。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 ありがとうございます。

まず、1点目の総務課の職員が調査の議事録を取るとかそういったことは一切ございませんので、そこはご安心いただきたいと思います。委員おっしゃるとおり、今の既存の要綱は、今回の条例がご可決されれば廃止とさせていただきます。最後ご意見いただいたところにつきましては、我々もしっかりと反省して対応させていただきたいと思います。今後同じことがないようにさせて頂きたいと思います。

○菅野議長 その他、質問ございませんか。

7番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今回ハラスメント防止等に関する条例を町で設定された、しっかりと決まり事を決めたという、これから承認するわけですけれども、やっぱり最近山形法務局に対してハラスメントについての相談件数が増加しているという、先日報道などでも私も見ております。ですので、やはり相談しやすい状況にしていただきたいというふうに思う事が一番かなというふうに思っている所です。

あと、2つ目は、今後第三者委員会を設置しますけれども、タイムスケジュールといいますか、これからやはり弁護士さんとかお願いすれば予算とかもあると思うんですが、もう一度タイムスケジュールというか、大体これくらいで予算が決定して、弁護士さんが調査して、これくらいのところで、これは弁護士さんがやるんですから町がいつ頃かというのは分からぬと思いますが、大体想定するといいますか、そういったお考えがあるのかをちょっとお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 ありがとうございます。

まず、1点目につきましては、先ほど荒木俊夫議員への答弁と同じでございますけれども、第三者相談窓口を設置して、相談しやすい体制というのは整えていきたいというふうなところでございます。2点目のスケジュールでございますけれども、こちら前回と繰り

返しになりますけれども、本日臨時議会で条例案ご可決いただいた後に、おおむねゴールデンウイーク明けをめどに、山形県弁護士会のほうに推薦依頼書を提出する予定でございます。推薦者の決定につきましては、それなりの時間を要するというところで、大体どれぐらいだというところのご回答はちょっと弁護士会の方からいただけてございませんので、そこは何とも言えないというところでございます。ただ、委員の決定ができ次第、その瞬間を持って第三者調査委員会を設置したとさせていただきまして、その委員会の中で、今後調査、審議していただくと。最終的には報告書をいただくことになるんすけれども、我々の希望といいますか目安でございますけれども、1月から2月頃までにはお願ひしたいというふうな事はお伝えしたいというふうに考えてございます。

○菅野議長 ほか、ございますか。

8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員）

第三者委員会なんすけれども、第三者委員会のその進捗状況というか、最終報告は当然お知らせ願えるかと思うんですけども、途中の経過、あるいは途中でどこかのいずれかの機会に我々にお知らせしてくださるようなことができるのかどうかです。ということは、我々、今から発議でも出すわけすけれども、議会としてもいろんなことをするわけですけれども、その辺の関連性がどうなのか分かりませんけれども、途中の状況が、どの時点かで1回か2回かお知らせ願えるようにできるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

一義的に第三者委員会の調査は、選任された弁護士の方がその調査、その対象事案の範囲を決めて調査に入るものですので、どの時点でどれぐらいのものを公表できるかというもののについては、その委員たる弁護士の方々が判断するものと承知しておりますので、現段階において、この時期にこういう公表ができるということは、今の段階ではちょっと申し上げることはできないのかなというように思います。調査はその委員に全て権限がございますので、我々としてはそれを受けて処理を進める、対処を進めるということですので、その調査の方法について我々がとやかく言うものでもないし、そういった権限はないというように承知をしております。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤大議員） 通報するにあたってですけれども、やっぱり自分とこというのはなかなか言いづらいというような点もあると思います。まず、相談しやすいような窓口を設けてくださると、そのように登録していただくということは分かりました。ですけれども、他の機関に、県もそうですし、労働局関係もそうですけれども、外部の機関のほうへ公益通報した場合ですけれども、そういういた場合、どのような町との連携を取って把握するのか。また、そういうふうな通報が外部にあった場合は、町としてはどのように対応するのか、その辺お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 まず、相談しにくいとかという話もあったかと思いますけれども、必ずしもご本人だけではなくて、周りで見ている方というか、そういう方も通報といいますか、相談できるふうなことにはなってございますので、その点はそういうところを含めて相談しやすい体制をつくっていきたいと。また、外部に通報した場合も、町の方、恐らく総務課が窓口になると思いますけれども、こういった事案があったので調査させてほしいということであれば、我々は協力するというふうなところでございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤大議員） しますと、外部のほうに通報した場合ですと、そちらの外部のほうで要は物事は対応するということなんでしょうか。町のほうでは一応情報共有して、町のほうではやらないということなんですか。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 そういうことでございます。

○菅野議長 その他、ありますか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議題29号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

失礼しました。そのままいきます。

議題 30 号、西川町歴史文化観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

柴田観光課長兼かせぐ課長。

〔柴田観光課長兼かせぐ課長 登壇〕

○柴田観光課長兼かせぐ課長 議題 30 号 西川町歴史文化観光施設条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。西川町月山カヌーセンター、愛称になりますがフェリシア月山カヌーセンターにつきましては、令和 6 年 4 月 19 日に着工しまして、順調に整備を進め、本年令和 7 年 3 月 27 日に完成し引渡を受けたところでございます。この施設は、各種カヌー大会の開催に適した運営室や放送室、また、約 100 艇を収容できる艇庫、中学、高校、大学の合宿誘致を見据えたトレーニングルームやシャワー室のほか、観覧など来訪者のコワーキングスペース、そして、ホビーやサップ、レジャーカヌーなどのレジャー体験の総合受付窓口機能を有するものであり、月山湖の拠点として、競技者や観光客、関係人口、そして町民の皆さんのが水辺のエリアを活用する際にもたらさせる町内の宿泊や飲食、小売事業者との相乗効果など、地域経済の活性化にもつなげようとするものであります。

本条例は当該月山カヌーセンターを、観光を中心とした交流人口の増加から関係人口の拡大つなげることを目指して、条例を歴史文化観光施設条例の一つとして位置づけまして、積極的に観光面で活用していくと西川町月山カヌーセンターを条例に加えるとともに、使用に係る料金について規定するものでございます。あわせて、歴史文化観光施設の管理につきまして、将来的にでございますが指定管理者制度を導入する場合を見据えて規定の整備を図るものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、議案書と共に新旧対照表の 1 ページから 3 ページまでをご覧いただければと存じます。第 1 条では、寄与する目的の 1 つとして、体育の普及振興を加えるものであります。第 3 条では、カヌーセンター使用者からの使用料の徴収を、第 4 条及び第 5 条では、第 3 条の改正に伴い、それぞれ規定の整備を図るものであります。また、第 7 条から第 11 条までには、指定管理者制度に係る規定を加え、委任規定を第 12 条として繰り下げるものでございます。さらに、別表第 3 には第 1 条関係と

して歴史文化観光施設とする西川町月山カヌーセンターの名称と位置を別表第1に加えまして、別表第3には第3条関係といたしまして、月山カヌーセンター使用料としてコワーキングルーム、トレーニングルーム、シャワー室、会議室、また、艇庫、貸艇等の各使用料金を上限として規定するものでございます。

なお、一部改正条例につきましては、交付の日から施行するものであります。以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただきご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） これまで非常に欲しかったカヌー艇庫ができるということは、非常にカヌーのまち西川町にとって本当にうれしいことだというふうに思います。ちょっと、2点ほどお聞きしたいんですけれども、将来的に指定管理者を設置していくという事ですけれども、将来と言うのはいつ頃なのか、分かるのか分からぬのかですけれども、当面の間はそうすると直営でやるということでいいのかも確認したいと思います。あと、指定管理者を指定する場合の指定管理者の要件というのを考えていらっしゃるのかどうか。特殊な施設ですから、そう思います。あと、もう一点ですけれど、使用料の関係です。例えば艇一艇当たりの場合ですと、1日とか1時間とかというふうに料金あるんですけれども、コワーキングスペースとかトレーニングルーム、シャワー室は分かるんですけれども、会議室、1回、例えば会議室1回300円となっていきますけれども、1回という定義はどうなっているのかです。1日を1回というのか、1回というのはなんとか項目が1回なのか、1回と言うのがちょっと、私個人的にちょっとあまり理解できないので、これについてお聞きします。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ご質問ありがとうございます。

1点目の指定管理についてお答えを申し上げます。こちらのほうは、今回規定の整備を図っておりますが、直営で当初はスタートさせたいと思っております。まだ現在のところ、その期間や要件などは定めていないというところですのでご理解をいただければと思います。また、2点目のシャワー室などの1回というその定義の部分についてでございますが、こちらの施設は、まず大本ですけれども、基本的に多くの皆さんから使っていた

だきたいというところをまず大前提として見据えておりますので、今回お定めした中身で1回300円とか、1回100円にしておりますのは、こちらのほうがあくまで上限ということで定めではありますけれども、範囲としては、今の考え方としては、もう1日いていただいた場合、1日中いていただいた場合に2回使ったとしても、そこは1回という範囲でいきたいかなというふうに考えておりまして、あくまでもその日使っていただいた場合には、もう1回100円、1回300円というところで捉えさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

あそこはお分かりのとおり自然的条件が厳しいところであります。特に冬場はものすごい豪雪になって陸路も閉ざされるというところでありますので、この管理については非常に大変だと思います。そういう面も含めながら、指定管理等に移る場合については、よくご検討いただきたいと。あと、やはり料金について、1回というのは非常に不透明なんで、1日なら1日というふうに、いろいろな方に使っていただきたいという気持ちはよく分かりますんで、それだったら1日とかすべきなのかなと。1日シャワー浴びている人はいないと思いますけれども、何回でもいいよという意味で1日という捉え方なのかなと。例えば温泉に行ったとき何回入っても、中の休憩室で休んでいても何回も入れるという事であれば、どういうふうにするのか分かりませんけれども、分かりやすくぜひしていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ありがとうございます。

管理につきましてもご心配をいただきしておりますとおり、今年も大変多くの雪でございましたので、そちらの分については、こちらも適切に管理をしていきたいと思っております。また、2点目ですが、こちら、今、ご意見もいただきながらですけれども、同じようにこちらの使用料については分かりやすいような規則の方で、また定めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○菅野議長 その他、質疑ございますか。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤仁議員） 私もちょっと使用料の方で、下の方の艇庫なんですけども、今まで

例えば湖月山荘辺りに置いていたりなんかしたわけですけれど、今までの現状というのはどうだったんでしょうか。新たに、今まで例えれば料金が発生しなくて新たに料金が発生しているのか、そこら辺も含めてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ありがとうございます。

今まで湖月山荘とか使っている際には、町の方に使用料が発生していなかったというふうに捉えております。当然使用料とか頂戴する場合には当然条例とかも当然あるわけなんですけれども、そういうものも当然ありませんけれども、今まで発生していないというところに、今回新しく建てますこちらのほうの艇庫につきましては、ただこちらの金額を上限として、あくまでその艇庫の保管についても使用料は頂戴はしていきたいかなというところを考えているところでございます。でもあくまで上限という形で、詳しくは規則でまた定めさせていただきたいと思っております。

○菅野議長 佐藤仁議員。

○5番（佐藤仁議員） 管理にはお金がかかるので、当然いくらかでも取るというのはあれだと思うんですけども、ただ、今まで使っていた人が、あれ、今度これお金がかかるのかと言われてもあれなので、それはきちんとトラブルのないように、今後お示しをするときに、きちんとした話し合いをしていただきたいなというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご指摘ありがとうございます。

私もカヌー部でしたので、やっと安全な施設ができる、安心して大会が出来る、きれいなトイレ使えるというのは、本当に選手の練習環境とカヌー、スポーツ振興にも資する施設かなと思っています。

ご質問のあった、今、柴田課長がご説明したのは上限でございまして、条例の3条に、ただし町長が公用又は公益上の特別の理由があるときはこの限りでないというふうに定めています。これから具体的に定めてまいりますけれども、例えは高校生のものとか、中学生の学校教育関係の近隣市町村の船であれば無料にしたいですし、これを例えればビジネスとして町外の方が今まで湖月山荘に置いていたものであっても、ビジネスに使って収益をしっかり得ているというものに関しては、これは条例にも適用させないで、特別この限りでないという条例は適用させないでというような運用が必要かなと思っております。

○菅野議長 その他、ござりますか。

8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） このカヌーセンター、今まで本当に待ち望んでいたもので、非常に今後期待したいと思います。早速、今年の8月にもカヌースプリント大会が予定されておりますので、非常に西川町のためにも、観光を活かす西川町のためにも非常に有意義な施設だと思います。シーズン中、夏期の分はそれでよろしいかと思うんですけども、冬期間あそこの施設を閉鎖するのかどうか、ずっと開けておくのかどうか、指定管理の問題もあるでしょうけれども、その辺いかがお考えなのかお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ご質問、ありがとうございます。

冬期間につきましては、まだ現在のところの考え方、また、この後のちょっと本当にそういうふうにできるかというところをちょっと少し、町のほうでも考えていきたいと思っている考え方を申し上げたいと思います。当然今年も3メートルほどの積雪がありまして、あちらの方カヌーセンター付近も豪雪地だということはあるのですが、その豪雪を強みとして生かしながら、例えば雪上キャンプとか、例えばそこでテントサウナなどができるかとか、当然今もやっているスノーシュートレッキングなど、そういう、ここでしか味わえないもの、そういうものを例えば観光協会さんと一緒になりながらツアーフィー造成なんかできないうかというところあたりを少し考えては行きたいなと思っております。その可能性を探りながら、冬期間の利活用についても検討していきたいというふうに考えているところです。よろしくお願ひいたします。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、課長の方から答弁いただきましたけれども、活用できるものというのをうんと活用していただいた方がいいかと思います。ただ、そのカヌーセンターまで行くまでの道路の除雪体制ですよね、非常に距離も長いし除雪が大変だと思いますので、その辺なんかよく考慮して、今後決定していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○菅野議長 その他、質疑ござりますか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 30 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 発議第 3 号 ハラスメント疑惑調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の補足説明を求めます。

8 番、佐藤耕二議員。

[8 番 佐藤耕二議員 登壇]

○8 番（佐藤耕二議員） 発議第 3 号 ハラスメント疑惑調査特別委員会の設置に関する決議につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第 109 条第 1 項及び西川町議会委員会条例第 5 条の規定により、ハラスメント疑惑調査特別委員会を設置するものであります。委員の定数は、議長を除く全員とし、委員会の設置は地方自治法第 109 条第 1 項及び西川町議会委員会条例第 5 条の規定に基づくものであります。

調査事項は、1、町長及び職員のハラスメント疑惑に関する事項。

2、町長及び職員の不当要求疑惑に関する事項。

調査期限につきましては、調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができるものといたします。本調査に要する経費は 30 万円以内とします。以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

発議第 3 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、ハラスメント疑惑調査特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩し、ハラスメント疑惑調査特別委員会を招集します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

ハラスメント疑惑調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。決定しましたので申し上げます。

委員長は佐藤耕二議員、副委員長は大泉奈美議員。

以上でございます。

発議第4号 ハラスメント疑惑調査に関する決議を議題とします。

提出者の補足説明を求めます。

8番、佐藤耕二議員。

[8番 佐藤耕二議員 登壇]

○8番（佐藤耕二議員） 発議第4号 ハラスメント疑惑調査に関する決議につきましてご説明申し上げます。地方自治法第100条第1項の規定により、ハラスメント疑惑に関する調査を行うものであります。

調査事項は、1、町長及び職員のハラスメント疑惑に関する事項。

2、町長及び職員の不当要求疑惑に関する事項。

委員会の設置は、地方自治法第109条第1項及び西川町議会委員会条例第5条の規定により、委員8名で構成するハラスメント疑惑調査特別委員会を設置し、これに付託して行うものであります。

調査権限は、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限をハラスメント疑惑調査特別委員会に委任するものであります。

調査期限は、調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができるものといたします。

本調査に要する経費は30万円以内とします。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

発議第4号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号

○菅野議長 日程第8、報告第1号 令和6年度西川町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

大泉建設水道課長。

〔大泉建設水道課長 登壇〕

○大泉建設水道課長 報告第1号 令和6年度西川町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、令和6年度におきまして、西川町水道事業会計予算の建設改良費の一部を翌年度に繰越しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

議案参考資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項建設改良費でございます。内容につきましては、説明に書いてあるとおり、石倉地内排水管布設替え工事など3件の工事に係るものでございます。予算計上額は1億4,461万3,900円、翌年度繰越額は7,696万2,000円であり、財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

以上、ご報告申し上げます。

◎報告第2号

○菅野議長　日程第9、報告第2号　令和6年度西川町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議第とし、報告を求めます。

大泉建設水道課長。

[大泉建設水道課長　登壇]

○大泉建設水道課長　報告第2号　令和6年度西川町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明いたします。こちらも地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、西川町公共下水道事業会計予算の建設改良費の一部を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

議案参考資料の2ページをご覧いただきたいと思います。1款1項建設改良費、公共下水道マンホール蓋更新工事に係るものでありまして、予算計上額は3,931万4,000円、翌年度への繰越額が580万円であり、財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、ご報告申し上げます。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長　以上で、本日の臨時会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和7年西川町議会第2回臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

[閉会時刻　午前11時19分]

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員